

みなさんが納める介護保険料について

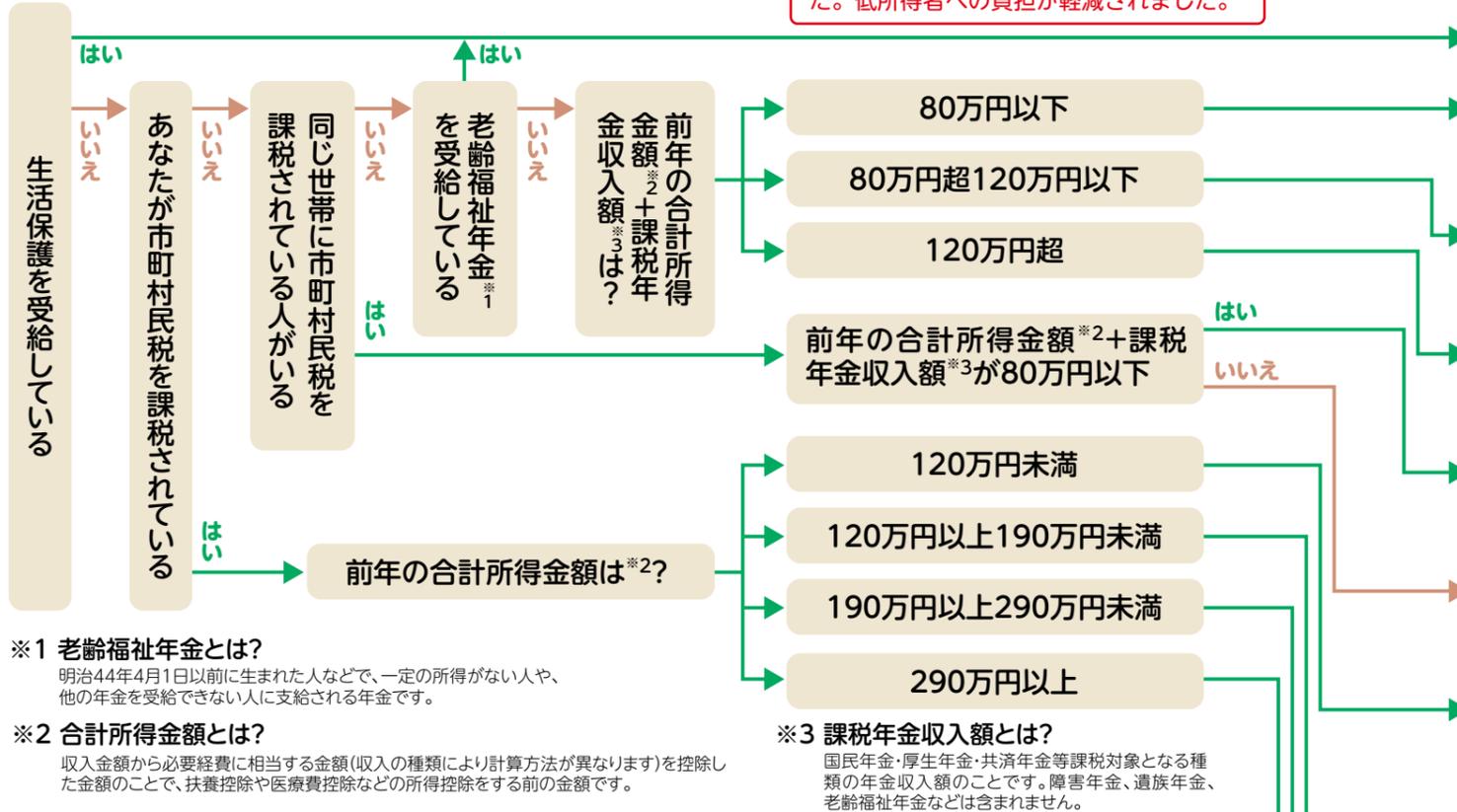


介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

変わりました

平成27年4月から介護保険料が変わりました。低所得者への負担が軽減されました。



※1 老齢福祉年金とは?

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

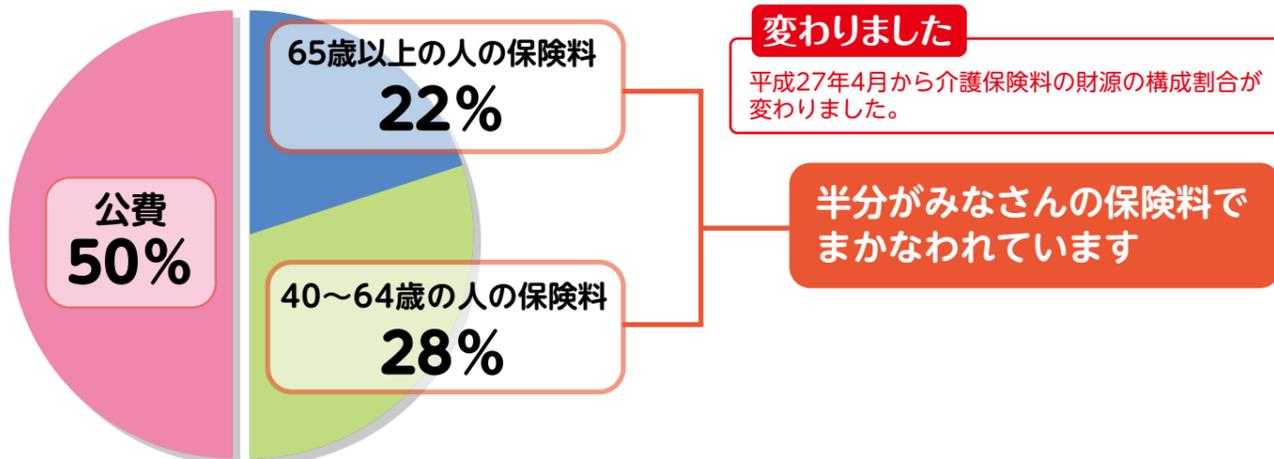
※2 合計所得金額とは?

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 課税年金収入額とは?

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険の財源(利用者負担分は除く)



※平成27~29年度までの割合です
※65歳以上の保険料22%は公費軽減を含みます

65歳以上の人の保険料は、指宿市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はこのように決まります

60,800円
基準額
(年額)

指宿市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分
指宿市の第1号被保険者数

※保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料 | |
|----------|--|----------|--------|----------|
| | | | (月額) | (年額) |
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.45 | 2,282円 | 27,300円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.7 | 3,549円 | 42,500円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 3,803円 | 45,600円 |
| 第4段階 | 世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 4,563円 | 54,700円 |
| 第5段階【基準】 | 世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 基準額 | 5,070円 | 60,800円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 6,084円 | 73,000円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 | 基準額×1.3 | 6,591円 | 79,000円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 | 基準額×1.5 | 7,605円 | 91,200円 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人 | 基準額×1.7 | 8,619円 | 103,400円 |

●平成29年度からの介護保険料は、軽減措置により変更になる予定です

介護保険料は保険者(市町村)ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階ごとに決められます

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって2種類に分けられます。特別徴収（年金引き）が原則ですが、普通徴収（納付書又は口座振替）で納付する場合があります。保険料は65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納付していただきます。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収 年金が 年額18万円以上 の人 ▶ 年金引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

| 年金支給月 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| | 4月 (第1期) | 6月 (第2期) | 8月 (第3期) | 10月 (第4期) | 12月 (第5期) | 2月 (第6期) |
| | | | | | | |

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
 - 他の市区町村から転入した場合
 - 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
 - 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
 - 年金が一時差し止めになった場合
- ……など

普通徴収 年金が 年額18万円未満 の人 ▶ 納付書・口座振替

指宿市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

| 納期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |

■保険料納付は口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めることになります

■口座振替についての問い合わせ先 指宿市税務課収納対策室管理係 ☎22-2111 内線232



40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料 (介護保険分)} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割} + \text{資産割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算 + 第2号被保険者の資産に応じて計算

介護保険料（分）は医療保険分（国民健康保険）等をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

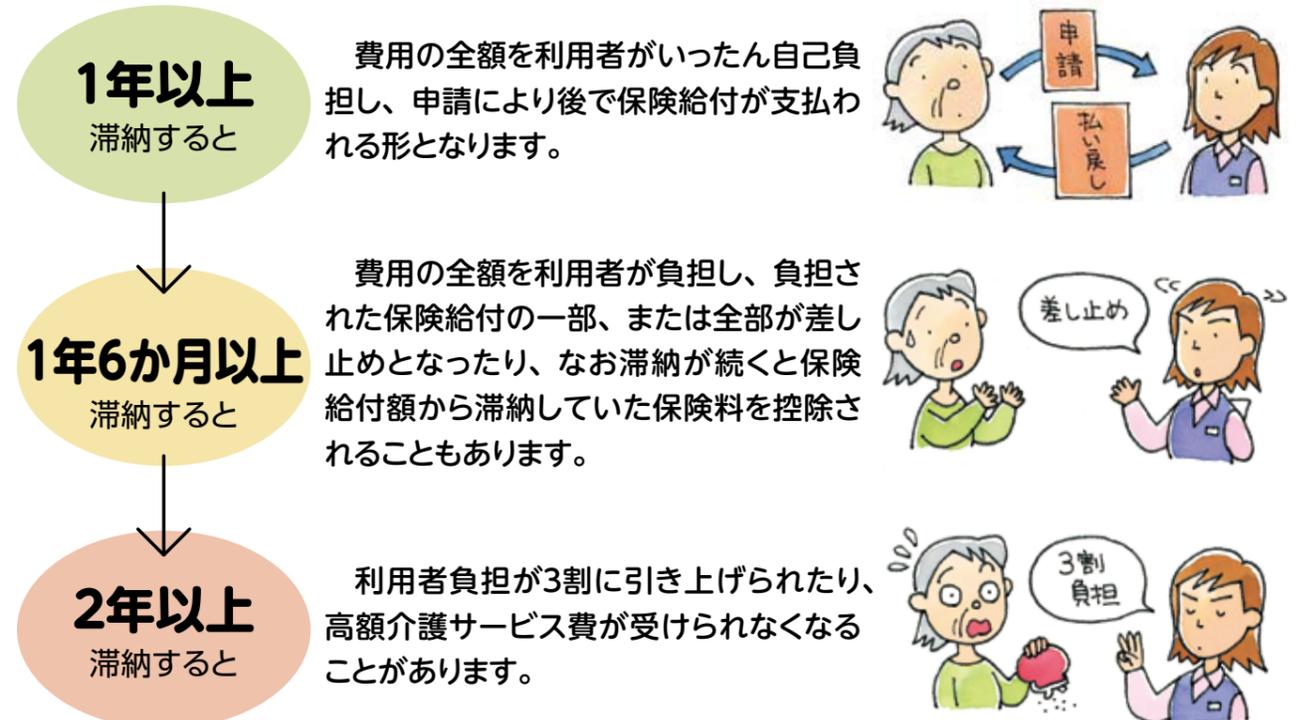
※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。ただし特定被保険者を除く。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。介護保険サービスについては、被保険者の方のみならずご家族の方にも密接な関わり合いとなりますので、ご家族の方も被保険者の保険料納付にご理解をお願いします。



減免等

災害等の特別な事情などで保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、税務課収納対策室窓口までご相談ください。